

## ■参考2 牛せき柱分別契約書(例)

### 1. 牛せき柱を取り扱っている食肉事業者等が全ての牛せき柱を廃棄する場合の契約例

#### 原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書

と畜業者、食肉事業者又は食肉販売業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料用動物性油脂製造業者又は肥料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛のせき柱を除く畜産残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料又は肥料の原料として引き受けること。
- 2 甲は原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。
  - (1) 事業所における食肉処理に関する事項
    - ①食肉の処理を行うに当たって、牛のせき柱と原料用残さを分別すること。
    - ②原料用残さは、専用の容器に入れ、牛のせき柱が混入しないよう保管すること。
    - ③牛のせき柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛のせき柱を投入できる位置に、牛のせき柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設すること。
    - ④事業所ごとに原料用残さに牛のせき柱が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
  - (2) 原料用残さの出荷に関する事項
    - ①原料用残さを出荷するごとに牛のせき柱が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を、原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、せき柱を入れる容器と共用しないこと。
    - ②牛のせき柱が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む）には、牛のせき柱を、専用の気密容器を用い、当該容器に牛のせき柱が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。
  - (3) 確認責任者の設置
    - (1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成〇年〇月〇日より平成△年△月△日までとする。ただし、本契約満了の〇カ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用残さの引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所 \_\_\_\_\_

業者名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(乙) 住 所 \_\_\_\_\_

業者名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 2. 牛せき柱を取り扱っている食肉事業者等が牛せき柱を飼料用油脂原料又は肥料用肉骨粉等原料に供給する場合の契約例

### 原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書

と畜業者、食肉事業者者又は食肉販売業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料用動物性油脂製造業者又は肥料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛（月齢が30月以下を除外。）のせき柱及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「せき柱等」という。）を除外畜産残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料用油脂の原料として引き受けること。

2 甲は原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

#### （1）事業所における食肉処理に関する事項

①食肉の処理を行うに当たって、せき柱等と原料用残さを分別すること。

④の月齢の分別管理を行わない30月齢以下の牛に由来するせき柱は、原料用残さとししないこと。

②原料用残さは、専用の容器に入れ、牛のせき柱等が混入しないよう保管すること。

③牛のせき柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛のせき柱を投入できる位置に、牛のせき柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設すること。

④30月齢以下の牛に由来するせき柱を原料用残さとして取り扱う場合は、以下のアからエまでの手順により、それ以外のせき柱との分別管理を行うこと。

ア 30月齢以下の牛に由来するせき柱は専用の場所で脱骨し、それ以外のせき柱の脱骨を行う場所と明確に区分すること。

イ アにより難しい場合は、30月齢以下の牛に由来するせき柱とそれ以外のせき柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下のせき柱の脱骨作業は、それ以外のせき柱の脱骨作業の前に行うこと。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、

(ア) 牛のせき柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。

(イ) 脱骨業者が脱骨時に30月齢以下の牛に由来する牛肉であることが確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。

(ウ) 脱骨した30月齢以下の牛に由来するせき柱は、せき柱等との識別のため見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に収納すること。

(エ) 30月齢を超える牛に由来するせき柱は、30月齢以下の牛に由来するせき柱その他の油脂原料に混入しないように廃棄用の専用容器に収納すること。

(オ) (ウ)と(エ)の容器は異なる色とするか、容器の外側の見やすい位置に異なる色で「30以下」又は「30超」であることが明確に表示すること。

エ アからウまでの手順により30月齢以下の牛に由来するせき柱であることが確認できるもの（油脂原料せき柱）以外は、せき柱等として取り扱い、飼料の原料とはしないこと。

（※食肉事業者等が30月齢以下の牛のみ取り扱っている場合は、④は不要。）

- ⑤ 油脂原料せき柱は、マーキングが施されていることを確認し、重量を測定すること。油脂原料せき柱を他の副産物原料と合わせる場合は、油脂原料せき柱の重量測定後にすること。（※食肉事業者等が30月齢以下の牛のみ取り扱っている場合は、マーキングの確認は不要。）
- ⑥せき柱の分別管理や背根神経節の分離の防止のため、油脂原料せき柱及びせき柱等は破碎しないこと。
- ⑦出荷する油脂原料せき柱は、以下を記録し、2年間（乙が肉骨粉適正処分対策事業対象者である場合は5年間）保存すること。
  - ア 出荷する油脂原料せき柱の出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛である旨
  - イ 時間で月齢を区分する場合、作業開始時刻及び終了時刻並びに作業内容
- ⑧事業所ごとに原料用残さにせき柱等が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

(2) 原料用残さの出荷に関する事項

- ①原料用残さを出荷するごとにせき柱等が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を、原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、せき柱等を入れる容器と共用しないこと。
 

特に油脂原料せき柱を含む原料用残さの出荷に当たっては、出荷する油脂原料せき柱について、出荷ロット毎に、その重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることを確認した上で、原料用残さに油脂原料せき柱が入っている旨、並びに当該油脂原料せき柱の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることが記載された「原料供給管理票」を、原料用残さを運搬する者に持たせること。発行した原料供給管理票の写しは、2年間保存すること。
- ②せき柱等が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む。）には、せき柱等を、専用の気密容器を用い、当該容器にせき柱等が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成〇年〇月〇日より平成△年△月△日までとする。ただし、本契約満了の〇カ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用残さの引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所 \_\_\_\_\_  
業者名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(乙) 住 所 \_\_\_\_\_  
業者名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

3. 原料用残さの引渡し・引受けに関する契約を既に締結しているが、契約書に自動更新条項の記載がない場合の追加条項例

原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書にかかる確認書

と畜業者、食肉事業者又は食肉販売業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料用動物性油脂製造業者又は肥料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、平成〇年〇月〇日に締結した契約（以下「本契約」という。）について、契約期間は以下の通りとする。

- 1 本契約の期間は、平成〇年〇月〇日から1年間とする。
- 2 ただし、本契約満了の△カ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 3 なお、契約内容は、平成〇年〇月〇日付けの原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書によること。

平成 年 月 日

(甲) 住 所 \_\_\_\_\_  
業者名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(乙) 住 所 \_\_\_\_\_  
業者名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印